熊本デスティネーションキャンペーン２０２６プロモーション動画

「（仮）夏目漱石と熊本の仲間たちの旅」制作業務委託仕様書

**１　業務名**

熊本デスティネーションキャンペーン２０２６プロモーション動画「（仮）夏目漱石と熊本の仲間たちの旅」制作業務

**２　委託期間**

　　　契約締結日から令和８年（２０２６年）３月３１日（火）まで

**３　業務の目的**

２０２６年７月～９月の熊本デスティネーションキャンペーン（以下、「熊本ＤＣ」という。）に向け、文化面での誘客を強化するため、令和８年度に生誕１６０周年を迎える「夏目漱石」を軸にしながら、消費者の視点に立ったプロモーションのための数種類の動画を制作する。

制作にあたっては、県内観光素材を活用するとともに、キャンペーンのテーマである「冒険」と「仲間づくり」を意識した内容とすることで、期間中の本県への誘客に繋げる。

**４　業務内容**

夏目漱石をストーリーの中心に据えながら、熊本県各地で活躍した熊本の偉人と触れ合う動画を制作し、効果的なプロモーションを行うことで熊本の認知度向上と本県が旅行先として選ばれることにつながる取組みを行う。

なお、制作した動画は、令和８年度（２０２６年度）以降プロモーションに活用（強化）することか

ら、継続的な費用が発生する企画提案(例：動画におけるモデルの出演年間ギャランティーや、独自シ

ステム類使用に係る年間維持費用の類)は原則として回避すること。

（１）動画の制作

* + - * 現代の熊本における観光地（県内各地）の体験、食などを取り入れた動画とすること。
			* 夏目漱石を主役とし、加藤清正をはじめとする熊本県で活躍した偉人数名（７人程度）とのふれあいをストーリーの主軸に置くこと。
			* 映像を通して熊本の文化的価値を盛り込みながら、来訪の動機付けを行うものとすること。
			* 消費者の視点にたった映像とし、制作後のプロモーションを踏まえ、次のとおり制作すること。

メイン動画　　５分間

ショート動画　各偉人１５秒×７本

（２）熊本ＤＣに向けたプロモーション

制作した動画の拡散方法や他の企画との連動を考察・提案すること。（令和８年度にプロモーシ

ョン（情報発信）を行う）

※当該費用については今回の業務見積には含まず、実施する場合の事業費を別葉（別紙）で提案

すること。

（３）成果物の納入

本業務によるすべての制作物とし、特に制作した動画を拡散するための素材については速やかに委託者に提供すること。（動画、静止画や解説資料など）

※　動画データについては、完パケだけでなく、字幕処理やナレーション・音楽付加前のもの(素材)も原則として提出すること。

　（４）業務完了報告書の提出

業務が完了した際は委託者に対し、令和８年（２０２６年）３月３１日（火）までに提出をすること。受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払い請求書を委託者に提出すること。

**５　受託者の責務**

1. 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
2. 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
3. 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
4. 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
5. 関係法令を遵守し業務に当たること。

**６　著作権**

1. 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
2. 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
3. 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
4. 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
5. 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

**７　その他**

* 企画コンペでの提案内容を基本とするが、熊本ＤＣ事務局と協議のうえ、最終的な内容を決定する.
* 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。